

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後				改正前			
第一 引用の法令及び法令番号の一覧表				第一 引用の法令及び法令番号の一覧表			
索引	法令名	法令番号		索引	法令名	法令番号	
し	<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>	平成14年法律第151号		し	(新設)	(新設)	
り	(削除)	(削除)		り	<u>罹災都市借地借家臨時処理法</u>	<u>昭和21年法律第13号</u>	
第三 省略用語一覧表				第三 省略用語一覧表			
索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語	索引	省略用語	提要引用項目	省略された用語
い	<u>○委任状</u>	<u>61(6)</u>	<u>委任状（電子情報処理組織を使用する方法により送信がされる場合は、当該委任状に相当する委任の情報）</u>	い	(新設)	(新設)	(新設)
こ	公売期日	47(1)	徴収法第95条第1項第3号の「公売の日時」の属する日(期間入札の方法による場合には <u>入札書の提出をすることができる</u> 始期の属する日)	こ	公売期日	47(1)	徴収法第95条第1項第3号の「公売の日時」の属する日(期間入札の方法による場合には <u>入札書が提出</u> できる始期の属する日)
	公売の場所	34(3)	期日入札 <u>又は</u> 期間入札による場合は <u>入札書の提出</u> をする場所(電子情報処理組織		公売の場所	34(3)	期日入札 <u>及び</u> 期間入札による場合は <u>入札書を提出</u> する場所、期日競り売り又は期

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後					改正前				
				<p>を使用する方法により入札がされる場合は、<u>インターネット上のサイト</u>）、期日競り売り又は期間競り売りによる場合は競り売りを行う場所（インターネットを利用する方法により買受申込みを行わせる場合は、<u>インターネット上のサイト</u>）</p>					<p>間競り売りによる場合は競り売りを行う場所（<u>インターネットを利用する方法による場合にはインターネット上のサイト</u>）</p>
ち	陳述書	34(9)	<p>暴力団員等に該当しない旨の陳述書（<u>電子情報処理組織を使用する方法により送信がされる場合は、当該陳述書に相当する陳述の情報</u>）</p>	ち	陳述書	34(9)	<p>暴力団員等に該当しない旨の陳述書</p>		
て	<u>○提出</u>	<u>61(4)</u>	<p><u>提出（電子情報処理組織を使用する方法による場合は、送信）</u></p>	て	(新設)	(新設)	(新設)		
	<u>電子情報処理組織</u>	<u>24(1)</u>	<p><u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織</u></p>		(新設)	(新設)	(新設)		
に	<u>入札書</u>	<u>24(1)</u>	<p><u>入札書（電子情報処理組織</u></p>	に	(新設)	(新設)	(新設)		

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後				改 正 前			
			<p>を使用する方法により入札がされる場合は、<u>入札書に相当する当該入札の情報</u></p>				
	入札書の提出	24(1)	<p>入札書の提出（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、<u>入札書の送信</u>）</p>		(新設)	(新設)	(新設)
ひ	必要書類の提出	26	<p>必要書類の提出（電子情報処理組織を使用する方法による場合は、<u>当該書類に相当する情報の送信</u>）</p>	ひ	(新設)	(新設)	(新設)
ふ	複数入札	34(9)	<p>複数落札入札制により公売する場合において、同一人が<u>2以上</u>の入札書の提出を<u>することができる</u>方法</p>	ふ	複数入札	34(9)	<p>複数落札入札制により公売する場合において、同一人が<u>2枚以上</u>の入札書を提出<u>することができる</u>方法</p>
<p>第 3 章 公売実施の一般的手続 第 1 節 公売実施内容の決定</p>				<p>第 3 章 公売実施の一般的手続 第 1 節 公売実施内容の決定</p>			
<p>(公売の実施方法の選定)</p>				<p>(公売の実施方法の選定)</p>			
<p>24 (省略)</p>				<p>24 (同左)</p>			
<p>(1) 公売の方法</p>				<p>(1) 公売の方法</p>			

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(省略)</p> <p>イ 入札</p> <p>入札とは、入札をしようとする者（以下「入札者」という。）が他の入札者の入札価額を知り得ない状況の下、その財産の入札者に、入札価額その他必要な事項の記載（<u>電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）</u>）を使用する方法により入札がされる場合は、当該事項に係る入力をした入札書（<u>電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書に相当する当該入札の情報をいう。以下同じ。）</u>）の提出（<u>電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書の送信。以下同じ。）</u>）をさせ、見積価額以上でかつ最高の価額による入札者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める方法である（徴基通第94条関係2）。</p> <p>入札には、以下に掲げる期日入札と期間入札がある。</p> <p>(イ)・(ロ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>(公売の場所の選定)</p> <p>25 (省略)</p> <p>(1) 期日入札又は期日競り売りの方法による場合</p> <p>次に掲げる場所のうち、公売財産の種類、数量等と買受希望者の参加予想とを勘案し、最も効率的に公売が実施できると認められる場所</p> <p>イ 税務署等の庁舎内</p> <p>ロ 借上倉庫又は合同公売場</p> <p>ハ 市町村役場の庁舎内</p> <p><u>ニ インターネット上のサイト</u></p> <p><u>ホ イからニまでに掲げる場所のほか、税務署長が期日入札又は期日競り売り</u></p>	<p>(同左)</p> <p>イ 入札</p> <p>入札とは、入札をしようとする者（以下「入札者」という。）が他の入札者の入札価額を知り得ない状況の下、その財産の入札者に、入札価額その他必要な事項を記載した入札書を提出させ、見積価額以上でかつ最高の価額による入札者を最高価申込者とし、その者に対して売却決定を行い、その者を買受人として定める方法である（徴基通第94条関係2）。</p> <p>入札には、以下に掲げる期日入札と期間入札がある。</p> <p>(イ)・(ロ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(2)・(3) (同左)</p> <p>(公売の場所の選定)</p> <p>25 (同左)</p> <p>(1) 期日入札又は期日競り売りの方法による場合</p> <p>次に掲げる場所のうち、公売財産の種類、数量等と買受希望者の参加予想とを勘案し、最も効率的に公売が実施できると認められる場所</p> <p>イ 税務署等の庁舎内</p> <p>ロ 借上倉庫又は合同公売場</p> <p>ハ 市町村役場の庁舎内</p> <p>(新設)</p> <p><u>ニ イからハまでに掲げる場所のほか、税務署長が期日入札又は期日競り売り</u></p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>の実施に当たって適当と認める場所</p> <p>(2) 期間入札の方法による場合</p> <p>イ 公売を実施する税務署等の庁舎内</p> <p>ロ <u>インターネット上のサイト</u></p> <p>(3) (省略)</p> <p>(公売実施日程の計画)</p> <p>26 公売の実施計画の策定に当たっては、以下に留意すること。</p> <p>なお、入札期間及び競り売り期間の始期及び終期の属する日、開札期日、最高価申込者の決定及び売却決定の日、買受代金の納付の期限並びに換価代金の交付期日等が休日等（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日及び国税通則法施行令第2条第2項に規定する日をいう（通則法第10条第2項参照）。以下同じ。）に当たらないように留意する。また、<u>公売保証金の提供又は必要書類の提出（電子情報処理組織を使用する方法による場合は、当該書類に相当する情報の送信。以下同じ。）について期限を定めて行う必要があるときはその提供又は提出の期限、競り売りへの参加申込みの受付を行う必要があるときはその受付の期限が休日等に当たらないように留意する（徴基通第95条関係17の10、14参照）。</u></p> <p>(注) <u>必要書類の提出の期限は、電子情報処理組織を使用する方法による場合においては、当該電子情報処理組織を使用することができない日時に当たらないよう留意する。</u></p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 売却決定の日時</p> <p>売却決定の日時については、次に掲げる公売財産の種類に応じて定めること（54、徴収法第111条、第113条第1項、国税徴収法施行規則（以下「徴収規則」という。）<u>第1条の7</u>参照）。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>の実施に当たって適当と認める場所</p> <p>(2) 期間入札の方法による場合</p> <p>公売を実施する税務署等の庁舎内</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(公売実施日程の計画)</p> <p>26 公売の実施計画の策定に当たっては、以下に留意すること。</p> <p>なお、入札期間及び競り売り期間の始期及び終期の属する日、開札期日、最高価申込者の決定及び売却決定の日、買受代金の納付の期限並びに換価代金の交付期日等が休日等（日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日及び国税通則法施行令第2条第2項に規定する日をいう（通則法第10条第2項参照）。以下同じ。）に当たらないように留意する。また、競り売りへの参加申込みの受付を行う必要があるときは、<u>その受付の期限、また、公売保証金の提供について期限を定めて行う必要があるときは、その提供の期限が休日等に当たらないように留意する（徴基通第95条関係17の9参照）。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 売却決定の日時</p> <p>売却決定の日時については、次に掲げる公売財産の種類に応じて定めること（54、徴収法第111条、第113条第1項、国税徴収法施行規則（以下「徴収規則」という。）<u>第1条の6</u>参照）。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(注) (同左)</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(7)～(10) (省略)</p> <p>(その他の事項の検討)</p> <p>28 (省略)</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 入札による場合における入札書の提出の方法</p> <p>(11)～(13) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 公売公告</b></p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 公売の日時及び場所(徴収法第95条第1項第3号)</p> <p>公売の日時については、期日入札及び期間入札による場合は入札期間を、期日競り売りによる場合は買受申込みをすることができる始期を、期間競り売りによる場合は競り売り期間を記載すること(徴基通第95条関係9)。</p> <p>公売の場所については、期日入札又は期間入札による場合は入札書の提出を行う場所(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、インターネット上のサイト)を、期日競り売り又は期間競り売りによる場合は競り売りを行う場所(インターネットを利用する方法により買受申込みを行わせる場合には、インターネット上のサイト)を記載すること(徴基通第95条関係10)。</p> <p>(削除)</p> <p>(4)～(8) (省略)</p> <p>(9) その他(徴収法第95条第1項第9号)</p> <p>(省略)</p>	<p>(7)～(10) (同左)</p> <p>(その他の事項の検討)</p> <p>28 (同左)</p> <p>(1)～(9) (同左)</p> <p>(10) 入札による場合における入札書の提出方法</p> <p>(11)～(13) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 公売公告</b></p> <p>(公告すべき事項)</p> <p>34 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 公売の日時及び場所(徴収法第95条第1項第3号)</p> <p>公売の日時については、期日入札及び期間入札による場合は入札期間を、期日競り売りによる場合は買受申込みをすることができる始期を、期間競り売りによる場合は競り売り期間を記載すること(徴基通第95条関係9)。</p> <p>公売の場所については、期日入札又は期間入札による場合は入札書を提出する場所を、期日競り売り又は期間競り売りによる場合は競り売りを行う場所(インターネットを利用する方法による場合には、インターネット上のサイト)を記載すること(徴基通第95条関係10)。</p> <p>(注) 期間入札による場合は、「公売開始の日時」欄及び「公売締切りの日時」欄に年月日のみを記載し、時間の記載は行わないこと。</p> <p>(4)～(8) (同左)</p> <p>(9) その他(徴収法第95条第1項第9号)</p> <p>(同左)</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>イ～ハ (省略)</p> <p>ニ 公売財産の所有権の移転につき農地法その他法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、農業委員会、都道府県知事若しくは農林水産大臣の指定する市町村の長から交付を受けた買受適格証明書等の提出 (<u>電子情報処理組織を使用する方法による場合は、送信</u>) 又は提示が必要である旨 (98の(1)、141の(2)のロ、149の(3)、(4)、152の(2)、農地法第3条第1項、第5条第1項、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、漁業法第79条第1項、電気通信事業法附則第9条第1項 (旧公衆電気通信法第38条第1項) 等)</p> <p>ホ～リ (省略)</p> <p>ヌ 入札の方法により公売する場合は、次の事項</p> <p>(イ) 入札に先立って公売保証金の提供又は必要書類の提出について期限を定めて行うこととするときにおける提供又は提出の期限</p> <p>(ロ) 入札書の提出の方法</p> <p>なお、不動産を公売する場合は、<u>暴力団員等に該当しない旨の陳述書 (電子情報処理組織を使用する方法により送信がされる場合は、当該陳述書に相当する陳述の情報。以下「陳述書」という。) 及び指定許認可等を受けていることを証する書面の写しの提出 (電子情報処理組織を使用する方法による場合は、送信) の方法を併せて記載すること。</u></p> <p>(注) 「指定許認可等」とは、行政手続法第2条第3号《定義》に規定する許認可等であって、当該許認可等を受けようとする者 (その者が法人の場合には、その役員) が暴力団員等に該当しないことが同条第1号に規定する法令において当該許認可等の要件とされているもののうち、国税庁長官が指定するものをいう (徴収規則第1条の5第3項、令和2年国税庁告示第19号参照)</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ル・ヲ (省略)</p> <p>ワ 複数落札入札制 (64参照) により公売する場合において、同一人が2以上</p>	<p>イ～ハ (同左)</p> <p>ニ 公売財産の所有権の移転につき農地法その他法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、農業委員会、都道府県知事若しくは農林水産大臣の指定する市町村の長から交付を受けた買受適格証明書等の提出又は提示が必要である旨 (98の(1)、141の(2)のロ、149の(3)、(4)、152の(2)、農地法第3条第1項、第5条第1項、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、漁業法第79条第1項、電気通信事業法附則第9条第1項 (旧公衆電気通信法第38条第1項) 等)</p> <p>ホ～リ (同左)</p> <p>ヌ 入札の方法により公売する場合は、次の事項</p> <p>(イ) 入札に先立って公売保証金の提供について期限を定めて行うこととするときにおける提供の期限</p> <p>(ロ) 入札書の提出方法</p> <p>なお、不動産を公売する場合は、<u>暴力団員等でない旨の陳述書 (以下「陳述書」という。) 及び指定許認可等を受けていることを証する書面の提出方法を併せて記載すること。</u></p> <p>(注) 「指定許認可等」とは、行政手続法第2条第3号《定義》に規定する許認可等であって、当該許認可等を受けようとする者 (その者が法人の場合には、その役員) が暴力団員等に該当しないことが同条第1号に規定する法令において当該許認可等の要件とされているもののうち、国税庁長官が指定するものをいう (徴収規則第1条の4第3項、令和2年国税庁告示第19号参照)。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ル・ヲ (同左)</p> <p>ワ 複数落札入札制 (64参照) により公売する場合において、同一人が2枚以</p>

## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>の<u>入札書の提出</u>をすることができる方法（以下「複数入札」という。）により入札を行わせる場合は、次の事項</p> <p>(イ) 同一人が<u>2以上の入札書の提出</u>をしても差し支えない旨</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>カ～レ (省略)</p> <p>(公売財産に関する注意書等)</p> <p>35 (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 船舶又は航空機について滞納処分之差押え後に強制執行等が開始され、執行官が債務者（滞納者）又は第三者から「船舶国籍証書」その他登記される船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）又は「航空機登録証明書」その他航空機の運航のために必要な文書（以下「航空機登録証明書等」という。）を取り上げて執行裁判所に提出している場合は、次の事項（昭和56. 2. 7付徴徴4—2外1課共同「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の逐条通達（国税庁関係）の全文改正について」（法令解釈通達）（以下「滞調法逐条通達」という。）第19条関係4から6、第20条の2関係1）</p> <p>イ 執行官が「船舶国籍証書等」又は「航空機登録証明書等」を債務者（滞納者）から取り上げているときは、買受人は執行裁判所に対し「売却決定通知書」を<u>提示</u>して、「船舶国籍証書等」又は「航空機登録証明書等」の引渡しを受けられる旨</p> <p>ロ 執行官が「船舶国籍証書等」又は「航空機登録証明書等」を第三者から取り上げているときは、「買受人は執行裁判所に対してその第三者の「同意書」を提出するとともに「売却決定通知書」を<u>提示</u>して「船舶国籍証書等」又は「航空機登録証明書等」の引渡しを受けられる旨及びその第三者の「同意書」が得られない場合には、「船舶国籍証書等」又は「航空機登録証明書等」の再発行が受けられる旨</p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p>(公告の方法及び場所)</p>	<p>上の「<u>入札書</u>」を提出することができる方法（以下「複数入札」という。）により入札を行わせる場合は、次の事項</p> <p>(イ) 同一人が<u>2枚以上の「入札書」を提出</u>しても差し支えない旨</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>カ～レ (同左)</p> <p>(公売財産に関する注意書等)</p> <p>35 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 船舶又は航空機について滞納処分之差押え後に強制執行等が開始され、執行官が債務者（滞納者）又は第三者から「船舶国籍証書」その他登記される船舶の航行のために必要な文書（以下「船舶国籍証書等」という。）又は「航空機登録証明書」その他航空機の運航のために必要な文書（以下「航空機登録証明書等」という。）を取り上げて執行裁判所に提出している場合は、次の事項（昭和56. 2. 7付徴徴4—2外1課共同「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の逐条通達（国税庁関係）の全文改正について」（法令解釈通達）（以下「滞調法逐条通達」という。）第19条関係4から6、第20条の2関係1）</p> <p>イ 執行官が「船舶国籍証書等」又は「航空機登録証明書等」を債務者（滞納者）から取り上げているときは、買受人は執行裁判所に対し「売却決定通知書」を<u>呈示</u>して、「船舶国籍証書等」又は「航空機登録証明書等」の引渡しを受けられる旨</p> <p>ロ 執行官が「船舶国籍証書等」又は「航空機登録証明書等」を第三者から取り上げているときは、「買受人は執行裁判所に対してその第三者の「同意書」を提出するとともに「売却決定通知書」を<u>呈示</u>して「船舶国籍証書等」又は「航空機登録証明書等」の引渡しを受けられる旨及びその第三者の「同意書」が得られない場合には、「船舶国籍証書等」又は「航空機登録証明書等」の再発行が受けられる旨</p> <p>(5)・(6) (同左)</p> <p>(公告の方法及び場所)</p>



## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>37 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 税務署等の掲示場等に掲示する方法以外の方法 買受希望者に公売財産に関する情報を提供するため、(1)に掲げる方法に併せて、<u>この方法により公告を行うものとする。また、必要に応じ、ロ又はハの方法による公告を加えて行うことを妨げない。</u></p> <p><u>イ インターネットを利用する方法</u> 国税庁の公売情報ホームページ等、インターネット上に公売公告に記載されている内容を掲載する方法である（徴基通第95条関係21参照）。 なお、<u>税務署等の掲示場等に掲示する公売公告には、「公売公告の内容は国税庁の公売情報ホームページでも閲覧できる」等の案内を付記しておくこと。</u></p> <p><u>ロ 税務署等以外の適当な場所に掲示する方法</u> (省略)</p> <p><u>ハ 新聞等刊行物を利用する方法</u> (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>(公売公告の内容に変更等があった場合の処理)</p>	<p>37 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 税務署等の掲示場等に掲示する方法以外の方法 買受希望者に公売財産に関する情報を提供するため、(1)に掲げる方法に併せて、<u>必要に応じ、次に掲げるところにより公告を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>イ 税務署等以外の適当な場所に掲示する方法</u> (同左)</p> <p><u>ロ 新聞等刊行物を利用する方法</u> (同左)</p> <p><u>ハ インターネットを利用する方法</u> <u>国税庁のホームページ、民間事業者の運営するサイト等インターネット上に公売公告に記載されている内容を掲載する方法である（徴基通第95条関係21参照）。例えば、公売公告する事項のうち「公売財産の状況を示すために税務署長が必要と認める図面、地図、写真等の情報」（徴基通第95条関係17の(1)）についてインターネットを利用する方法のみにより公告する場合は、税務署等の掲示場等に掲示する公売公告には「図面、地図、写真等はインターネット上にある国税庁の公売情報ホームページで閲覧できる」旨の案内を付記しておくこと。</u></p> <p>(公売公告の内容に変更等があった場合の処理)</p>
<p>39 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 徴収法第106条の2《調査の嘱託》の規定による調査嘱託（67-2参照）の</p>	<p>39 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 徴収法第106条の2《調査の嘱託》の規定による調査嘱託（67-2参照）の</p>

## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>回答が売却決定期日以後となったために売却決定を行わなかった場合において、売却決定期日以後にその回答があったときは、当該公売を中止しなくても買受人及び買受価額の公正な決定に影響がないと考えられるので、公売手続を続行することとして差し支えない。</p> <p>なお、売却決定期日の変更に伴う処理は、160（不服申立てがあった場合の換価の制限に関する処理）の(2)に準じて行う。</p> <p>おって、変更後の売却決定期日は回答書の受領日となるため（徴収規則第1条の7）、変更後の売却決定期日における債権現在額の確認等に要する時間を考慮した上で、回答書の受領日を決定することに留意する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 見積価額の公告及び通知</b></p> <p>（見積価額公告の方法、場所等）</p> <p>43 （省略）</p> <p>(1) 見積価額公告は、「公売実施等決議書」により、必要な決裁を了した上で、「見積価額公告」（様式308020-037）によって行うものとするが、その方法及び場所等については、公売公告に準じて行うこと（37参照）。</p> <p>なお、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>イ・ロ （省略）</p> <p>(2)・(3) （省略）</p> <p>（見積価額を公告しない場合）</p> <p>45 見積価額を公告しない財産を公売するときは、その見積価額を記載した書面を封筒に入れ、封をして、<u>入札書の提出</u>をする場所であって入札者が封筒の状況を見ることができる場所に置かなければならない（徴収法第99条第2項、徴基通第99条関係8）。</p> <p>なお、この場合には、開札後においても、その見積価額を公開しないものとする（徴基通第99条関係9）。</p>	<p>回答が売却決定期日以後となったために売却決定を行わなかった場合において、売却決定期日以後にその回答があったときは、当該公売を中止しなくても買受人及び買受価額の公正な決定に影響がないと考えられるので、公売手続を続行することとして差し支えない。</p> <p>なお、売却決定期日の変更に伴う処理は、160（不服申立てがあった場合の換価の制限に関する処理）の(2)に準じて行う。</p> <p>おって、変更後の売却決定期日は回答書の受領日となるため（徴収規則第1条の6）、変更後の売却決定期日における債権現在額の確認等に要する時間を考慮した上で、回答書の受領日を決定することに留意する。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 見積価額の公告及び通知</b></p> <p>（見積価額公告の方法、場所等）</p> <p>43 （同左）</p> <p>(1) 見積価額公告は、「公売実施等決議書」により、必要な決裁を了した上で、「見積価額公告」（様式308020-037）によって行うものとするが、その方法及び場所等については、公売公告に準じて行うこと（33参照）。</p> <p>なお、次に掲げる事項に留意する。</p> <p>イ・ロ （同左）</p> <p>(2)・(3) （同左）</p> <p>（見積価額を公告しない場合）</p> <p>45 見積価額を公告しない財産を公売するときは、その見積価額を記載した書面を封筒に入れ、封をして、<u>公売</u>をする場所（<u>入札者が封筒の状況を見ることが</u>できる場所）に置かなければならない（徴収法第99条第2項、徴基通第99条関係8）。</p> <p>なお、この場合には、開札後においても、その見積価額を公開しないものとする（徴基通第99条関係9）。</p>

## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(賃借権等の内容の公告)</p> <p>46 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) (1)の賃借権又は地上権の内容の記載に当たっては、不動産登記簿又は船舶登記簿に登記されているものについては当該登記簿の表示によるが(当該登記簿の表示と事実が相違している場合には、その内容を併記する。)、登記なくして対抗できる賃借権又は地上権(借地借家法第31条、農地法第16条等)があるときは、できるだけその権利者及び滞納者の双方について調査を行い、契約書等により把握した客観的な事実によること。この場合において、契約書等によって客観的な事実を把握できないときは、例えば、「滞納者及び借地権者の双方から聴取したところによれば地代何円と申し立てている。」等と記載することとする。</p> <p>なお、公売財産上に、配偶者居住権、地役権、永小作権、採石権、租鉱権等その財産を評価するに当たって重要と認められる権利及び建物の居住形態等についても上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 節 公売の通知</b></p> <p>(公売の通知)</p> <p>47 (省略)</p> <p>(1) 公売公告をしたときは、次に掲げる者に対して「公売通知書」(様式308020-039・040)によりその旨を通知すること(徴収法第96条第1項)。ただし、差押財産等を再公売に付する場合において、その再公売の期日が直前の公売期日(徴収法第95条第1項第3号の「公売の日時」の属する日(期間入札の方法による場合には<u>入札書の提出をすることができる始期の属する日</u>))から10日以内であるときは、公売の通知をする必要がないこと(徴収法第107条第3項)</p>	<p>(賃借権等の内容の公告)</p> <p>46 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (1)の賃借権又は地上権の内容の記載に当たっては、不動産登記簿又は船舶登記簿に登記されているものについては当該登記簿の表示によるが(当該登記簿の表示と事実が相違している場合には、その内容を併記する。)、登記なくして対抗できる賃借権又は地上権(借地借家法第31条、<u>罹災都市借地借家臨時処理法第10条、第14条、第25条の2</u>、農地法第16条等)があるときは、できるだけその権利者及び滞納者の双方について調査を行い、契約書等により把握した客観的な事実によること。この場合において、契約書等によって客観的な事実を把握できないときは、例えば、「滞納者及び借地権者の双方から聴取したところによれば地代何円と申し立てている。」等と記載することとする。</p> <p>なお、公売財産上に、配偶者居住権、地役権、永小作権、採石権、租鉱権等その財産を評価するに当たって重要と認められる権利及び建物の居住形態等についても上記に準じて取り扱うものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 4 節 公売の通知</b></p> <p>(公売の通知)</p> <p>47 (同左)</p> <p>(1) 公売公告をしたときは、次に掲げる者に対して「公売通知書」(様式308020-039・040)によりその旨を通知すること(徴収法第96条第1項)。ただし、差押財産等を再公売に付する場合において、その再公売の期日が直前の公売期日(徴収法第95条第1項第3号の「公売の日時」の属する日(期間入札の方法による場合には<u>入札書が提出</u>できる始期の属する日))から10日以内であるときは、公売の通知をする必要がないこと(徴収法第107条第3項)</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>イ～へ (省略) (2)～(6) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 買受代金の領収</b></p> <p>(買受代金の納付の期限)</p> <p>54 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 公売財産が不動産である場合には、公売期日等から起算して7日を経過した日から21日を経過した日までの期間内で税務署長が指定する日が売却決定の日となること(徴収法第113条第1項、徴収規則第1条の7)。</p> <p>(3) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 期日入札の方法による公売手続</b></p> <p>(期日入札の方法による公売)</p> <p>60 期日入札(以下この節において「入札」という。)の方法により公売する場合には、入札者に各自封<u>(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書が送信された時から開札の時までの間、何人も閲覧することができないこととする措置)</u>をした入札書で買受価額を申し出させ、見積価額以上でかつ最高の価額の入札者を最高価申込者としてその公売財産の売却決定を行い、その者を買受人として定める(徴収法第101条第1項、第104条、第111条、第113条、<u>徴収規則第1条の4、徴基通第94条関係2、3、第101条関係2参照</u>)。</p> <p>(入札書の提出)</p> <p>61 入札の方法により公売する場合には、次により<u>入札書の提出をさせる</u>。</p> <p>(1) 入札者に対し、<u>公売公告により公告した売却区分ごとに、その住所又は居</u></p>	<p>イ～へ (同左) (2)～(6) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第6節 買受代金の領収</b></p> <p>(買受代金の納付の期限)</p> <p>54 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 公売財産が不動産である場合には、公売期日等から起算して7日を経過した日から21日を経過した日までの期間内で税務署長が指定する日が売却決定の日となること(徴収法第113条第1項、徴収規則第1条の6)。</p> <p>(3) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7節 期日入札の方法による公売手続</b></p> <p>(期日入札の方法による公売)</p> <p>60 期日入札(以下この節において「入札」という。)の方法により公売する場合には、入札者に各自封をした書面(入札書)で買受価額を申し出させ、見積価額以上でかつ最高の価額の入札者を最高価申込者としてその公売財産の売却決定を行い、その者を買受人として定める(徴収法第101条第1項、第104条、第111条、第113条、徴基通第94条関係2、3参照)。</p> <p>(入札書の提出)</p> <p>61 入札の方法により公売する場合には、次により「<u>入札書</u>」(様式308020-041)<u>を提出させる</u>。</p> <p>(1) 入札者に対し、その住所又は居所、氏名又は名称、公売財産の名称、入札価</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>所、氏名又は名称、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項の記載（<u>電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入力</u>）をした「<u>入札書</u>」（様式308020-041）を作成させること（徴収法第101条第1項、徴基通第101条関係1）。</p> <p>なお、<u>売却区分ごとに入札書を作成すべきこと及び入札書に記載又は入力をすべき内容</u>については、これをあらかじめ注意書等により入札者に周知しておくこと。</p> <p>(注) (削除)</p> <p>公売財産の売却決定は、<u>入札書に「入札価額」として記載（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入力）</u>がされた金額をもって行うので、買受けを希望する価額を「<u>入札価額</u>」として記載（<u>電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入力</u>）をさせる（34の(9)のタ参照）。</p> <p>(2) <u>入札者に対し、上記(1)により作成した入札書につき、次のいずれかの方法により、公売公告に記載した入札期間内に提出（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、送信）をさせること（徴収法第101条第1項、第95条第1項第3号、徴基通第101条関係2、3）。</u></p> <p>イ <u>書面による方法</u></p> <p><u>入札者は、入札書に封をして、換価事務担当者に直接手交する方法により提出をするものとする。ただし、入札者が施錠してある入札箱に入札書を投入する場合は、その入札書の封かんを省略しても差し支えないものとする。</u></p> <p>ロ <u>電子情報処理組織を使用する方法</u></p> <p><u>入札者は、入札書が送信された時から開札の時までの間、何人も閲覧することができないこととする措置をして、送信をするものとする。</u></p> <p>(3) <u>入札者が提出（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合には、送信）をした入札書は、引換え、変更又は取消しをさせてはならないこと（徴収法第101条第2項、徴基通第101条関係5から7まで参照）。この場合に</u></p>	<p>額その他必要な事項を記載した「<u>入札書</u>」に封をして（施錠してある入札箱に「<u>入札書</u>」を投入する場合には、その「<u>入札書</u>」の封かんを省略しても差し支えないものとする。）、<u>公売公告に記載した入札期間内にこれを換価事務担当者に直接手交する方法により提出</u>させること（徴収法第101条第1項、徴基通第101条関係1、3）。</p> <p>なお、「<u>入札書</u>」の記載内容については、これをあらかじめ注意書等により入札者に周知しておくこと。</p> <p>(注) 1 「<u>入札書</u>」には、<u>入札者の押印を要しないことに留意する。</u></p> <p>2 公売財産の売却決定は、<u>入札書の「入札価額」欄に記載された金額をもって行うので、「入札価額」欄には買受けを希望する価額を記載させる（34の(9)のタ参照）。</u></p> <p>(2) 「<u>入札書</u>」は、<u>公売公告により公告した売却区分ごとに作成させること。</u></p> <p>なお、<u>売却区分ごとに「入札書」を作成すべきことについては、これをあらかじめ注意書等により入札者に周知しておくこと。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>入札者が提出した「入札書」は、引換え、変更又は取消しをさせてはならないこと（徴収法第101条第2項、徴基通第101条関係5から7まで参照）。この場合においては、その旨及び複数入札の方法による場合を除き、同一人が2枚</u></p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>においては、その旨及び複数入札の方法による場合を除き、同一人が2以上の入札書の提出をしてはならない旨を、あらかじめ注意書等により入札者に周知しておくこと。</p> <p>(注) 入札者が、一つの公売財産について複数の入札書の提出をした場合には、複数入札の方法による場合を除き、いずれの入札書も無効なものとすることに留意する(徴基通第101条関係4)。</p> <p>(4) 公売財産を共有する目的で複数の入札者が一つの公売財産について共同で入札する場合(以下「共同入札」という。)は、その旨の明記(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入力)をした「入札書」(様式308020-042)を作成させ、各人の持分につき付記(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入力)をさせるものとする。この場合において、共同入札をする入札者(以下「共同入札者」という。)が、その中から代表者(以下「共同入札代表者」という。)を指名して、実際に入札手続をさせるときは、「共同入札代表者の届出書」(様式308020-043)等の共同入札者が入札手続等を行う者として共同入札代表者を定めた旨の書面(電子情報処理組織を使用する方法により送信がされる場合は、当該事項に係る情報)を入札に先立って提出(電子情報処理組織を使用する方法による場合には、送信。以下この章において同じ。)をさせること。</p> <p>なお、共同入札者に対する公売保証金又は買受代金の「領収証書」の宛名については、共同入札者に支障がないときに限り、共同入札代表者として差し支えない。</p> <p>(5) 法人が入札する場合には、実際に入札手続をする者の役職及び氏名を入札書に記載(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入力)をさせること。この場合において、その役職名では代表権限を有するか否か不明の場合には、入札に先立って代表権限を有することを証する書面(例えば商業登記簿に係る登記事項証明書等。電子情報処理組織を使用する方法により提出がされる場合は、当該書面の写し。)の提出をさせるなどにより確認すること。</p>	<p>以上の「入札書」を提出してはならない旨を、あらかじめ注意書等により入札者に周知しておくこと。</p> <p>(注) 入札者が、一つの公売財産について複数の「入札書」を提出した場合には、複数入札の方法による場合を除き、いずれの「入札書」も無効なものとすることに留意する(徴基通第101条関係4)。</p> <p>(4) 公売財産を共有する目的で複数の入札者が一つの公売財産について共同で入札する場合(以下「共同入札」という。)は、その旨を「入札書」(様式308020-042)に明記し、連署させた上、各人の持分を付記させるものとする。この場合において、共同入札をする入札者(以下「共同入札者」という。)が、その中から代表者(以下「共同入札代表者」という。)を指名して、実際に入札手続をさせるときは、「共同入札代表者の届出書」(様式308020-043)等の共同入札者が入札手続等を行う者として共同入札代表者を定めた旨の書面を入札に先立って提出させること。</p> <p>なお、共同入札者に対する公売保証金又は買受代金の「領収証書」の宛名については、共同入札者に支障がないときに限り、共同入札代表者として差し支えない。</p> <p>(5) 法人が入札する場合には、実際に入札手続をする者の役職及び氏名を「入札書」の適宜の箇所に記載させること。この場合において、その役職名では代表権限を有するか否か不明の場合には、入札に先立って代表権限を有することを証する書面(例えば商業登記簿に係る登記事項証明書等)を提出させるなどにより確認すること。</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(6) 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する「委任状」(様式308020-045) <u>(電子情報処理組織を使用する方法により提出がされる場合は、当該委任状に相当する委任の情報。以下この節において同じ。)</u>の提出をさせるとともに、入札書に、入札者の住所又は居所、氏名(法人にあっては名称)のほか、代理人の住所又は居所、氏名(法人にあっては名称)及び代理人である旨の記載 <u>(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入力)</u>をさせた上で、<u>入札書の提出</u>をさせること。したがって、法人の従業員等代表権限を有しない者が法人名で入札する場合には、入札に先立って、代表権限を有する者による委任状の提出をさせるとともに、上記(5)に準じて<u>入札書の提出</u>をさせること。</p> <p>(7) 公売財産が法令の規定により譲渡制限を受けている場合等公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする財産について入札するときは、入札に先立って、その財産の買受人となることができる資格を有することを証する書面 <u>(電子情報処理組織を使用する方法により提出がされる場合は、当該書面の写し)</u>等の提出又は提示をさせること(34の(7)、141の(2)、149参照)。</p> <p>(8) 入札書の提出を締め切る場合には、<u>公売の場所(インターネット上のサイトを除く。)</u>において、<u>所定の時刻が到来した旨を当該場所にいる入札に参加した者に告げて締め切る</u>こと。</p>	<p>(6) 代理人が入札する場合には、入札に先立って代理権限を証する「委任状」(様式308020-045) <u>を提出</u>させるとともに、<u>「入札書」</u>に、入札者の住所又は居所、氏名(法人にあっては名称)のほか、代理人の住所又は居所、氏名(法人にあっては名称)及び代理人である旨を記載させた上で、<u>「入札書」</u>を提出させること。したがって、法人の従業員等代表権限を有しない者が法人名で入札する場合には、入札に先立って、代表権限を有する者による委任状を提出させるとともに、上記(5)に準じて<u>「入札書」</u>を提出させること。</p> <p>(7) 公売財産が法令の規定により譲渡制限を受けている場合等公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とする財産について入札するときは、入札に先立って、その財産の買受人となることができる資格を有することを証する書面等<u>を提出又は呈示</u>させること(34の(7)、141の(2)、149参照)。</p> <p>(8) <u>「入札書」</u>の提出を締め切る場合には、所定の時刻が到来した旨を入札に参加した者に告げて締め切ること。</p>
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>
<p>(陳述書の提出)</p>	<p>(陳述書の提出)</p>
<p>61-2 不動産を公売する場合は、入札者に対し、入札までに「陳述書」(様式308020-045-1～5)を売却区分ごとに提出<u>を</u>させる(徴収法第99条の2、徴収規則第1条の2)。</p> <p>なお、売却区分ごとに陳述書の提出をすべきことについては、これをあらかじめ注意書き等により入札者に周知しておくこと。</p> <p>(注) <u>開札までに陳述書の記載(電子情報処理組織を使用する方法により提出がされる場合は、入力)の不備が補正されなかった場合</u>や陳述書の提出がなか</p>	<p>61-2 不動産を公売する場合は、入札者に対し、入札までに「陳述書」(様式308020-045-1～5)を売却区分ごとに提出させる(徴収法第99条の2、徴収規則第1条の2)。</p> <p>なお、売却区分ごとに<u>「陳述書」</u>を提出すべきことについては、これをあらかじめ注意書き等により入札者に周知しておくこと。</p> <p>(注) <u>最高価申込者等の決定までに陳述書の記載内容の不備が補正されなかった場合</u>や陳述書の提出がなかった場合は、原則として、入札は無効なものとし</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>った場合は、原則として、入札は無効なものとすることに留意する。</p> <p>(1) <u>陳述書にはおおむね次の事項の記載（電子情報処理組織を使用する方法により提出がされる場合は、入力）をさせること（徴収規則第1条の2第1項、徴基通第99条の2関係2）。</u></p> <p>イ～ト （省略）</p> <p>(2) 入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人の場合は、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等。<u>電子情報処理組織を使用する方法により提出がされる場合は、当該書面の写し。）の提出をさせる。</u></p> <p>(3) 入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が指定許認可等を受けて事業を行っている場合は、当該指定許認可等を受けていることを証する書面の写し<u>の提出をさせる</u>（34の(9)のヌの(ロ)、徴収規則第1条の2第2項、令和2年国税庁告示第19号）。</p> <p>指定許認可等を受けていることを証する書面とは、具体的には次のとおりである。</p> <p>イ・ロ （省略）</p> <p>(4) 提出を受けた陳述書は、<u>開札までに記載（電子情報処理組織を使用する方法により提出がされる場合は、入力）をすべき事項や添付書類の不足など、不備がないことを確認する。</u></p> <p><b>（開札の日時）</b></p> <p>62 公売財産につき入札があった場合には、入札書の提出を締め切った後、公売公告をした開札の日時及び場所において、1人以上の入札者又はその代理人の面前で入札書の開封（<u>電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書が送信された時から開札までの間、何人も閲覧することができないこととする措置の解除</u>）をしなければならない（徴収法第101条第3項、徴基通第101条関係8、9の(1)）。</p> <p>ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないとき又は立会いに応じな</p>	<p>ることに留意する。</p> <p>(1) <u>「陳述書」にはおおむね次の事項を記載</u>させること（徴収規則第1条の2第1項、徴基通第99条の2関係2）。</p> <p>イ～ト （同左）</p> <p>(2) 入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が法人の場合は、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）<u>を提出</u>させる。</p> <p>(3) 入札者又は自己の計算において入札をさせようとする者が指定許認可等を受けて事業を行っている場合は、当該指定許認可等を受けていることを証する書面の写し<u>を提出</u>させる（34の(9)のヌの(ロ)、徴収規則第1条の2第2項、令和2年国税庁告示第19号）。</p> <p>指定許認可等を受けていることを証する書面とは、具体的には次のとおりである。</p> <p>イ・ロ （同左）</p> <p>(4) 提出を受けた<u>「陳述書」は、最高価申込者等の決定</u>までに記載事項や添付書類の不足など、不備がないことを確認する。</p> <p><b>（開札の日時）</b></p> <p>62 公売財産につき入札があった場合には、<u>「入札書」</u>の提出を締め切った後、公売公告をした開札の日時及び場所において、1人以上の入札者又はその代理人の面前で<u>「入札書」を開かなければならない</u>（徴収法第101条第3項、徴基通第101条関係8、9の(1)）。</p> <p>ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないとき又は立会いに応じな</p>



## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>いときは、その立会いがなくても開札して差し支えない。この場合における開札は、換価事務担当者だけで行うのではなく、<u>税務署長又は税務署長の指名した者が立ち会わなければならない</u>（徴収法第101条第3項ただし書、徴基通第101条関係9の(2)）。</p> <p>(最高価申込者の決定)</p> <p>63 (省略)</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 最高価申込者の決定の決議は、入札書の余白<u>(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書を出力したものの余白)</u>をもって行うこと。</p> <p>(複数落札入札制及び最高価申込者の決定)</p> <p>64 (省略)</p> <p>(1) 入札は、公売財産の数量の範囲内において、入札者の希望する買受数量及び単価を入札書に記載<u>(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入力)</u>をして行わせる。</p> <p>(2) 複数入札の方法により提出がされた入札書については、それぞれ入札者があるものとして取り扱うこと。</p> <p>(3)～(12) (省略)</p> <p>(次順位買受申込者の決定)</p> <p>65 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 次順位による買受けの申込み イ (省略) ロ 次順位による買受申込みは、イの催告を行った後、直ちに行わせること（徴収法第104条の2第2項）。</p>	<p>いときは、その立会いがなくても開札して差し支えない。この場合における開札は、換価事務担当者だけで行うのではなく、<u>税務署長又は税務署長の指名した者が立ち会わなければならない</u>（徴収法第101条第3項ただし書、徴基通第101条関係9の(2)）。</p> <p>(最高価申込者の決定)</p> <p>63 (同左)</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 最高価申込者の決定の決議は、<u>「入札書」</u>の余白をもって行うこと。</p> <p>(複数落札入札制及び最高価申込者の決定)</p> <p>64 (同左)</p> <p>(1) 入札は、公売財産の数量の範囲内において、入札者の希望する買受数量及び単価を<u>「入札書」</u>に記載して行わせる。</p> <p>(2) 複数入札の方法により提出された<u>「入札書」</u>については、それぞれ入札者があるものとして取り扱うこと。</p> <p>(3)～(12) (同左)</p> <p>(次順位買受申込者の決定)</p> <p>65 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 次順位による買受けの申込み イ (同左) ロ 次順位による買受申込みは、イの催告を行った後、直ちに行わせること（徴収法第104条の2第2項）。</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>なお、この申込みは、<u>次順位による買受申込みをする旨につき、①開封をした入札書（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合を除く。）の余白に記載させる、②電子情報処理組織を使用する方法により送信させる等、その意思を明らかにさせる方法により行わせること（徴基通第104条の2関係3）。</u></p> <p>(3) 次順位買受申込者の決定 イ～ハ （省略） ニ 次順位買受申込者の決定の決議は、入札書の余白<u>（電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書を出力したものの余白）</u>をもって行うこと。</p> <p><b>（入札の終了の告知等）</b> 66 （省略） (1) 最高価申込者等の告知 最高価申込者等を決定したときは、直ちにその者の氏名及び価額（複数落札入札制による場合には、数量及び単価）を、<u>口頭、掲示又はインターネットを利用する方法等により</u>告げた後、入札の終了の告知をする（徴収法第106条第1項、徴基通第106条関係1）。</p> <p>(2) （省略）</p> <p><b>（暴力団員等に該当するか否かについての調査の嘱託）</b> 67-2 （省略） (1) （省略） (2) 調査の嘱託を要しない者 公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札をさせた者が指定許認可等を受けて事業を行っている者である場合において、これらの者から61-2（陳述書の提出）の(3)に掲げる書面の写しの提出があるときは、調査の嘱託を要しない（徴収法第106条の2第1項ただ</p>	<p>なお、この申込みは、<u>既に換価事務担当者に提出されている「入札書」の余白に、次順位による買受申込みをする旨を記載させる等、その意思を明らかにさせる方法により行わせること（徴基通第104条の2関係3）。</u></p> <p>(3) 次順位買受申込者の決定 イ～ハ （同左） ニ 次順位買受申込者の決定の決議は、<u>「入札書」の余白</u>をもって行うこと。</p> <p><b>（入札の終了の告知等）</b> 66 （同左） (1) 最高価申込者等の告知 最高価申込者等を決定したときは、直ちにその者の氏名及び価額（複数落札入札制による場合には、数量及び単価）を告げた後、入札の終了の告知をする（徴収法第106条第1項、徴基通第106条関係1）。</p> <p>(2) （同左）</p> <p><b>（暴力団員等に該当するか否かについての調査の嘱託）</b> 67-2 （同左） (1) （同左） (2) 調査の嘱託を要しない者 公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札をさせた者が指定許認可等を受けて事業を行っている者である場合において、これらの者から61-2（陳述書の提出）の(3)に掲げる書面の写しの提出があるときは、調査の嘱託を要しない（徴収法第106条の2第1項ただ</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>し書、第2項ただし書、徴収規則第1条の5、令和2年国税庁告示第19号、徴基通第106条の2関係3、4)。</p> <p>(注) (省略)</p> <p>(3)~(5) (省略)</p> <p>(売却決定)</p> <p>69 (省略)</p> <p>(1) 最高価申込者に対する売却決定</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 売却決定の決議は、入札書の余白(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書を出力したものの余白)をもって行うこと。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) 次順位買受申込者に対する売却決定</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 売却決定の決議は、入札書の余白(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、入札書を出力したものの余白)をもって行うこと。</p> <p>ハ (省略)</p>	<p>し書、第2項ただし書、徴収規則第1条の4、令和2年国税庁告示第19号、徴基通第106条の2関係3、4)。</p> <p>(注) (同左)</p> <p>(3)~(5) (同左)</p> <p>(売却決定)</p> <p>69 (同左)</p> <p>(1) 最高価申込者に対する売却決定</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 売却決定の決議は、「入札書」の余白をもって行うこと。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) 次順位買受申込者に対する売却決定</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 売却決定の決議は、「入札書」の余白をもって行うこと。</p> <p>ハ (同左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第8節 期間入札の方法による公売手続</b></p> <p>(入札書の提出の方法)</p> <p>72 期間入札の場合の入札書の提出は、次による。</p> <p>(1) 書面による方法</p> <p>入札者各自が公売公告番号、売却区分番号及び開札日時を記載した「入札書提出用封筒(期間入札の方法による公売用)」(様式308020-046)に入札書を入れて封をし、換価事務担当者に直接手交する方法、郵便若しくは信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項《定義》に規定する信書便をいう。以下同じ。)により送達する方法により行う(徴基通第101条関係</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8節 期間入札の方法による公売手続</b></p> <p>(入札書の提出方法)</p> <p>72 期間入札の場合の入札書の提出は、入札者各自が公売公告番号、売却区分番号及び開札日時を記載した「入札書提出用封筒(期間入札の方法による公売用)」(様式308020-046)に「入札書」を入れて封をし、換価事務担当者に直接手交する方法、郵便若しくは信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項《定義》に規定する信書便をいう。以下同じ。)により送達する方法により行う(徴基通第101条関係2)。</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>2)。</p> <p>なお、入札書を郵便若しくは信書便により提出する場合は、入札者各自が「入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）」、陳述書、公売保証金振込通知書、公売保証金の充当申出書、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）、委任状、指定許認可等を受けていることを証する書面の写し、買受適格証明書等を「送付用封筒（期間入札の方法による公売用）」（様式308020-046）に入れて封をして行うことに留意する。</p> <p><u>(2) 電子情報処理組織を使用する方法</u> 61(2)ロ（入札書の提出）と同様である。</p> <p><b>（入札書の受領）</b></p> <p>73 <u>72(1)</u>（入札書の提出の方法）により提出された「入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）」は、その提出があった都度総務課における文書收受手続を経るとともに、「入札書提出用封筒受領証」に收受印を押なつた上で、当該「入札書提出用封筒受領証」を入札者に交付する。</p> <p>なお、入札書が郵送された場合は、同様に総務課の文書收受を経るとともに、「入札書提出用封筒受領証」に收受印を押なつし、当該「入札書提出用封筒受領証」を入札者に郵送する。</p> <p>（注）（省略）</p> <p><b>（追加入札の方法）</b></p> <p>75 （省略）</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p>(5) 公売公告する上記の内容については、注意書等に記載するとともに、入札者に対し口頭又はインターネットを利用する方法により周知すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 随意契約による売却及び国による買入れ</b> <b>第1節 随意契約による売却</b></p>	<p>なお、「<u>入札書</u>」を郵便若しくは信書便により提出する場合は、入札者各自が「入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）」、陳述書、公売保証金振込通知書、公売保証金の充当申出書、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）、委任状、指定許認可等を受けていることを証する書面の写し、買受適格証明書等を「送付用封筒（期間入札の方法による公売用）」（様式308020-046）に入れて封をして行うことに留意する。</p> <p>（新設）</p> <p><b>（入札書の受領）</b></p> <p>73 <u>72</u>（入札書の提出方法）により提出された「入札書提出用封筒（期間入札の方法による公売用）」は、その提出があった都度総務課における文書收受手続を経るとともに、「入札書提出用封筒受領証」に收受印を押なつた上で、当該「入札書提出用封筒受領証」を入札者に交付する。</p> <p>なお、入札書が郵送された場合は、同様に総務課の文書收受を経るとともに、「入札書提出用封筒受領証」に收受印を押なつし、当該「入札書提出用封筒受領証」を入札者に郵送する。</p> <p>（注）（同左）</p> <p><b>（追加入札の方法）</b></p> <p>75 （同左）</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p>(5) 公売公告する上記の内容については、注意書等に記載するとともに、入札者に対し口頭により周知すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 随意契約による売却及び国による買入れ</b> <b>第1節 随意契約による売却</b></p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(随意契約による売却手続)</p> <p>90 (省略)</p> <p>(1)～(7) (省略)</p> <p>(8) 買受価額見積書の徴取</p> <p>随意契約により売却する場合において、次に掲げる場合を除き買受希望者が2人以上あるときは、売却の公正を図るためなるべくこれらの者から「買受価額見積書」を徴すること。この場合の「買受価額見積書」は入札書(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合を除く。)を適宜補正して使用すること。</p> <p>なお、売却すべき財産の性質等により買受人に資格制限があるときは、その資格を有することを証する書面等を<u>提示</u>させること(徴収法第95条第1項第7号参照)。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>(9)～(14) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 買受人及び公売参加者の制限</b></p> <p>(公売への参加制限)</p> <p>95 (省略)</p> <p>(1) 公売への参加等を妨害した者</p> <p>(省略)</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 入札等を妨げた者</p> <p>入札に当たり、入札書の記載を妨げた者、大声を発して競り売りについての買受申込みを妨げた者等(徴基通第108条関係3)。</p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p>(2)～(9) (省略)</p>	<p>(随意契約による売却手続)</p> <p>90 (同左)</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) 買受価額見積書の徴取</p> <p>随意契約により売却する場合において、次に掲げる場合を除き買受希望者が2人以上あるときは、売却の公正を図るためなるべくこれらの者から「買受価額見積書」を徴すること。この場合の「買受価額見積書」は「<u>入札書</u>」を適宜補正して使用すること。</p> <p>なお、売却すべき財産の性質等により買受人に資格制限があるときは、その資格を有することを証する書面等を<u>呈示</u>させること(徴収法第95条第1項第7号参照)。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(9)～(14) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 買受人及び公売参加者の制限</b></p> <p>(公売への参加制限)</p> <p>95 (同左)</p> <p>(1) 公売への参加等を妨害した者</p> <p>(同左)</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 入札等を妨げた者</p> <p>入札に当たり、「<u>入札書</u>」の記載を妨げた者、大声を発して競り売りについての買受申込みを妨げた者等(徴基通第108条関係3)。</p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>(2)～(9) (同左)</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>第6章 換価の効果及び換価財産の権利移転の手続</b></p> <p>(自動車の権利移転手続)</p> <p>104 (省略)</p> <p>(1) 登録自動車の場合 (省略)</p> <p>イ 「登録嘱託書」(様式306012-002)(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(以下「自動車登録様式省令」という。)第2条に規定する第6号様式)</p> <p>(注)1 登録権利者(買受人)の住所及び氏名については、個人の場合は共通番号管理システムを確認した上で、法人の場合は商業登記簿に係る登記事項証明書等の<u>提示</u>を求めこれを確認した上で、嘱託すること。</p> <p>2 (省略)</p> <p>ロ～ト (省略)</p> <p>(2)～(4) (省略)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 換価代金等の処理</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 配当及び充当の手続</b></p> <p>(配当計算書の作成等)</p> <p>130 (省略)</p> <p>(1)・(2) (省略)</p> <p>(3) 滞納者(譲渡担保権者及び換価財産が担保物処分に係るものである場合における差押え時の担保財産の所有者を含む。)</p> <p>(注)1 「配当計算書」の謄本は、上記各号の者に対する配当金額がない場合であっても、<u>発送することに留意する(徴基通第131条関係3)</u>。ただし、この場合において、所在不明等により「配当計算書」の謄本が返送されたときは、</p>	<p style="text-align: center;"><b>第6章 換価の効果及び換価財産の権利移転の手続</b></p> <p>(自動車の権利移転手続)</p> <p>104 (同左)</p> <p>(1) 登録自動車の場合 (同左)</p> <p>イ 「登録嘱託書」(様式306012-002)(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(以下「自動車登録様式省令」という。)第2条に規定する第6号様式)</p> <p>(注)1 登録権利者(買受人)の住所及び氏名については、個人の場合は共通番号管理システムを確認した上で、法人の場合は商業登記簿に係る登記事項証明書等の<u>呈示</u>を求めこれを確認した上で、嘱託すること。</p> <p>2 (同左)</p> <p>ロ～ト (同左)</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p style="text-align: center;"><b>第7章 換価代金等の処理</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 配当及び充当の手続</b></p> <p>(配当計算書の作成等)</p> <p>130 (同左)</p> <p>(1)・(2) (同左)</p> <p>(3) 滞納者(譲渡担保権者及び換価財産が担保物処分に係るものである場合における差押え時の担保財産の所有者を含む。)</p> <p>(注)1 「配当計算書」の謄本は、上記各号の者に対する配当金額がないときにおいても、<u>発送するものであることに留意する(徴基通第131条関係3)</u>。この場合において、所在不明等により「配当計算書」の謄本が返送された</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>公示送達は行わないものとする。</p> <p>2・3 (省略)</p> <p>(破産手続開始の決定があった場合等の換価代金等の交付)</p> <p>134 (省略)</p> <p>(1) 滞納者について破産手続開始の決定があった場合等 次に掲げる場合には、滞納者に交付すべき金銭をそれぞれ次に掲げる者に交付すること(徴基通第129条関係7)。 なお、滞納者以外の者に交付する場合においても同様である。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 滞納者が死亡し、相続人があることが明らかでない場合には、<u>相続財産清算人</u>(民法第953条)</p> <p>へ～チ (省略)</p> <p>(2)～(6) (省略)</p> <p>(滞納税目間の充当の順序等)</p> <p>136 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 徴収の基因となった国税が複数ある場合の充当順序 徴収の基因となった国税が複数ある場合は、次のイからハの順に充当の順序を決定する。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 複数の本税間の順序 上記イにおいて、複数の本税がある場合は、次の順に充当する。</p> <p>(イ) 滞納者が物的担保を提供している本税と、物的担保を提供していない本税がある場合は、物的担保を提供している国税から順に充当する(民法第<u>488</u>条第4項第2号)。 なお、納税保証は、物的担保に該当しないことに留意する。</p>	<p><u>場合においても</u>、公示送達は行わないものとする。</p> <p>2・3 (同左)</p> <p>(破産手続開始の決定があった場合等の換価代金等の交付)</p> <p>134 (省略)</p> <p>(1) 滞納者について破産手続開始の決定があった場合等 次に掲げる場合には、滞納者に交付すべき金銭をそれぞれ次に掲げる者に交付すること(徴基通第129条関係7)。なお、滞納者以外の者に交付する場合においても同様である。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 滞納者が死亡し、相続人があることが明らかでない場合には、<u>相続財産管理人</u>(民法第953条)</p> <p>へ～チ (同左)</p> <p>(2)～(6) (同左)</p> <p>(滞納税目間の充当の順序等)</p> <p>136 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 徴収の基因となった国税が複数ある場合の充当順序 徴収の基因となった国税が複数ある場合は、次のイからハの順に充当の順序を決定する。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 複数の本税間の順序 上記イにおいて、複数の本税がある場合は、次の順に充当する。</p> <p>(イ) 滞納者が物的担保を提供している本税と、物的担保を提供していない本税がある場合は、物的担保を提供している国税から順に充当する(民法第<u>489</u>条第2号)。 なお、納税保証は、物的担保に該当しないことに留意する。</p>

## 新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改正後	改正前
<p>(ロ) 上記(イ)において、滞納者が物的担保を提供している本税が複数ある場合、又は物的担保を提供していない本税が複数ある場合は、納期限の古いものから順に充当する（民法第488条第4項第3号）。</p> <p>ハ （省略）</p>	<p>(ロ) 上記(イ)において、滞納者が物的担保を提供している本税が複数ある場合、又は物的担保を提供していない本税が複数ある場合は、納期限の古いものから順に充当する（民法第489条第3号）。</p> <p>ハ （同左）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第4節 供託の手続</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第4節 供託の手続</b></p>
<p>（供託後の配当等の措置）</p> <p>139 138（供託）の(1)のイ、ロ、ハ及びホにより供託した場合において、それぞれ次に掲げる事由が生じたときは、「判決書」や「同意書」の<u>提示</u>を求める等の方法によりその事実を確認した上で配当を行う（徴収令第50条第2項、第4項、滞調法第33条第2項及び第34条第2項で準用する民事執行法第92条参照）。この場合には、配当を受けるべき者に「配当額支払証」（供託通達第12号様式）を交付するとともに「支払委託書」（供託通達第11号様式）を供託所に送付する（徴収令第50条第2項、第4項、供託規則第30条第1項）。</p> <p>（注）1 （省略）</p> <p>2 配当を受けるべき者に「配当額支払証」を交付する場合には、「供託の通知書」又は「印鑑証明書」の<u>提示</u>を求める等の方法により、本人であることを確認した上、「受領証」を徴してこれを交付すること。この場合において、当該「配当額支払証」を「供託金払渡請求書」（供託通達第7号様式）に添付して提出する旨の教示をすること（供託規則第30条第2項参照）。</p> <p>3 （省略）</p> <p>(1)～(4) （省略）</p>	<p>（供託後の配当等の措置）</p> <p>139 138（供託）の(1)のイ、ロ、ハ及びホにより供託した場合において、それぞれ次に掲げる事由が生じたときは、「判決書」や「同意書」の<u>呈示</u>を求める等の方法によりその事実を確認した上で配当を行う（徴収令第50条第2項、第4項、滞調法第33条第2項及び第34条第2項で準用する民事執行法第92条参照）。この場合には、配当を受けるべき者に「配当額支払証」（供託通達第12号様式）を交付するとともに「支払委託書」（供託通達第11号様式）を供託所に送付する（徴収令第50条第2項、第4項、供託規則第30条第1項）。</p> <p>（注）1 （同左）</p> <p>2 配当を受けるべき者に「配当額支払証」を交付する場合には、「供託の通知書」又は「印鑑証明書」の<u>呈示</u>を求める等の方法により、本人であることを確認した上、「受領証」を徴してこれを交付すること。この場合において、当該「配当額支払証」を「供託金払渡請求書」（供託通達第7号様式）に添付して提出する旨の教示をすること（供託規則第30条第2項参照）。</p> <p>3 （同左）</p> <p>(1)～(4) （同左）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第8章 特殊財産についての換価</b></p> <p>（農地等の換価）</p> <p>141 （省略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第8章 特殊財産についての換価</b></p> <p>（農地等の換価）</p> <p>141 （同左）</p>



## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 買受適格証明書の提出等 農地等の換価に当たっては、下表の区分に従って、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を有する者に限りその買受けに参加させること。したがって、農地等の公売公告には、次の事項を特に明記すること。 イ 「買受適格証明書」の提出<u>(電子情報処理組織を使用する方法により入札がされる場合は、写しの送信)</u>又は<u>提示</u>がないときは公売に参加させない旨 (徴収法第95条第1項第7号) ロ (省略)</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 権利移転手続 農地等の譲渡については、農業委員会等の許可又は届出の受理を要することとなっているので、換価事務担当者は、買受人に対して農業委員会等宛に許可の申請、協議又は届出を行わせることとし、農業委員会等が交付する「許可書」、「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理通知書」を速やかに<u>提示</u>するよう指示すること。この場合において、その「申請書」、「協議書」又は「届出書」には、「売却決定通知書」を添付させること。 なお、この許可又は届出の受理がされない場合には、譲渡の効力が生じないことに留意する(農地法第3条第6項、第5条第3項)。 (注) (省略)</p> <p>(5)・(6) (省略)</p> <p>(共有持分の換価)</p> <p>150 (省略)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 共有物の分割換価 イ (省略) ロ イにより分割を請求した場合で、各共有者又は共有者の一部が、分割の協議に</p>	<p>(1) (同左)</p> <p>(2) 買受適格証明書の提出等 農地等の換価に当たっては、下表の区分に従って、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を有する者に限りその買受けに参加させること。したがって、農地等の公売公告には、次の事項を特に明記すること。 イ 「買受適格証明書」の提出又は<u>呈示</u>がないときは公売に参加させない旨(徴収法第95条第1項第7号) ロ (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 権利移転手続 農地等の譲渡については、農業委員会等の許可又は届出の受理を要することとなっているので、換価事務担当者は、買受人に対して農業委員会等<u>あて</u>に許可の申請、協議又は届出を行わせることとし、農業委員会等が交付する「許可書」、「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理通知書」を速やかに<u>呈示</u>するよう指示すること。この場合において、その「申請書」、「協議書」又は「届出書」には、「売却決定通知書」を添付させること。 なお、この許可又は届出の受理がされない場合には、譲渡の効力が生じないことに留意する(農地法第3条第6項、第5条第3項)。 (注) (同左)</p> <p>(5)・(6) (同左)</p> <p>(共有持分の換価)</p> <p>150 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 共有物の分割換価 イ (同左) ロ イにより分割を請求した場合で、各共有者又は共有者の一部が、分割の協議に</p>

## 新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分が、改正箇所である。

改 正 後	改 正 前
<p>応じないために分割の協議が<u>調わない</u>ときは、滞納者に代位して裁判所に対し、他の共有者全員を被告として共有物分割の請求をすることとし（民法第258条第1項、大正13. 11. 20大判）、裁判の確定を待ってその現物分割された部分について差押えを行い、換価すること（徴基通第73条関係34の(2)参照）。</p> <p>なお、上記の場合において現物分割が不能であるとき又はこれによって著しくその価額が減少するおそれがあるときは、裁判所は、職権をもってその共有物を競売し、その売得金の分配を命ずることとなるので（民法第258条第<u>3項</u>）、この場合には換価をすることなく民事上の競売による滞納者の代金請求権を差し押さえて、これを滞納税額に充当すること。</p> <p>(3) （省略）</p>	<p>応じないために分割の協議が<u>整わない</u>ときは、滞納者に代位して裁判所に対し、他の共有者全員を被告として共有物分割の請求をすることとし（民法第258条第1項、大正13. 11. 20大判）、裁判の確定を待ってその現物分割された部分について差押えを行い、換価すること（徴基通第73条関係34の(2)参照）。</p> <p>なお、上記の場合において現物分割が不能であるとき又はこれによって著しくその価額が減少するおそれがあるときは、裁判所は、職権をもってその共有物を競売し、その売得金の分配を命ずることとなるので（民法第258条第<u>2項</u>）、この場合には換価をすることなく民事上の競売による滞納者の代金請求権を差し押さえて、これを滞納税額に充当すること。</p> <p>(3) （同左）</p>